

丁
B
第
18
号
証

平成17年9月12日

陳述書

〒100-8144 東京都千代田区大手町1-4-1

山田 順一



第1 経歴

私は、1982年（昭和57年）4月に海外経済協力基金（OECF）に入社した後、総務部、クアラルンプール駐在員事務所、開発第3部等を経て、現在、国際協力銀行開発業務部次長として海外経済協力業務の運営に関する基本方針及び運営方針の企画立案等の業務に従事しております。

私は、本店での貸付業務及び海外駐在員事務所での業務の経験を有しておりますので、かかる知見に基づき、ODAの概要、国際協力銀行の事業目的、及び円借款の実施手順等についてご説明いたしたいと存じます。

第2 ODAとは

開発途上国に対する援助には、国際機関によるもの、先進国政府によるもの、民間援助団体によるものなどさまざまな形態があります。このうち次にあげる3要件を備えた政府間ベースの援助が、ODA（政府開発援助、Official Development Assistance）の定義（O E C D の D A C:Development Assistance Committee「開発援助委員会」による定義）とされています。

- ・政府または政府機関によって供与されるものであること
- ・開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること
- ・資金協力については、その供与条件のグラント・エレメントが25%以上であること（グラント・エレメントとは供与条件の緩やかさを示す指標のことです。）

我が国におけるODA制度は、援助国と被援助国との二国間の約束に基づき行われる二国間援助と、世界銀行などの国際開発金融機関や国連などの国際機関へ出資又は拠出することにより行われる多国間援助との2つに大別できます。そして、二国間援助には形態別に贈与と有償資金協力（円借款）があり、贈与は、外務省や独立行政法人国際協力機構（JICA）が中心となって実施を担当していますが、有償資金協力（円借款）は日本政

府の監督のもと国際協力銀行（以下「J B I C」といいます。）が実施を担当しています。

第3 国際協力銀行の事業目的等について

1 J B I Cは、一般的の金融機関と競争しないことを旨としつつ、わが国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付等並びに開発途上にある海外の地域の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付等を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として、平成11年10月1日に設立されました。J B I Cの設立に伴い、日本輸出入銀行及び海外経済協力基金（O E C F）は解散し、その一切の権利及び義務はJ B I Cに承継されました。

2 国際協力銀行法に定められているJ B I Cの事業目的は、大別すると2つあります。

一つは、日本の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定への寄与（国際金融等業務）であり、もう一つは開発途上国にある海外の地域の経済及び社会の開発又は経済の安定への寄与（海外経済協力業務）です。

本訴訟においてJ B I Cがインドネシア政府に対して供与した円借款は、このうち海外経済協力業務の方に分類されます。

この円借款について簡単に説明します。

円借款とは、開発途上国に対し長期・低利の緩やかな条件で経済・社会基盤の整備等に必要な資金（開発資金）を貸し付けるものであり、日本のODAにおける大きな柱の一つとなっています。また、円借款は、開発途上国に返済義務を課すことで開発途上国の開発に対する主体性を高め、自らの努力で自立するための自助努力を支援することを目的としております。円借款の主な資金源は、税金や国債などを財源とする一般会計からの出資金や財政投融資からの借入金等です。

J B I Cは、我が国の有償資金協力である円借款の実施を担当する唯一の機関であり、日本のODA政策の実施の一翼を担っている組織であります。私ども職員は、こうした組織の一員として、円借款の財源の一部が税金であることを意識し、国民への説明責任を常に考えながら業務を実施しております。

3 国が発展していくためには、その土台としての経済社会基盤の整備が欠かせません。そのために必要な資金を援助し、開発途上の国々が経済的に自立するための自助努力を支援する、それが円借款の大きな目的です。J

B I Cが円借款を実施するにあたっては常にこの円借款の目的を意識しています。

開発途上国において、円滑かつ持続可能な経済・社会開発を実現するには、何よりも、開発途上国が自らできる限りの努力をする必要があります。円借款は、前述のとおり、開発途上国に対し、長期・低利の緩やかな条件で経済・社会基盤の整備等に必要な資金を貸し付ける制度ですが、開発途上国の自助努力を前提としており、事業計画の立案・策定及び事業の実施により必要となる地域住民への補償等、プロジェクトの適正な実施の責任は借入国である開発途上国が負います。借款にかかる返済義務は、借入国に対して、資金の効率的な利用や、健全なマクロ経済運営等、将来の返済を確保しようとする取り組みを促すことにもなります。このように、借入国が事業実施主体として自立的に取り組むことが円借款の対象事業の原則です。日本も、経済・社会開発のために、以前は円借款事業のように世界銀行から低金利の借款を受けていました。その資金を利用して、当時の国鉄や道路公団は、東海道新幹線、東名高速道路等の経済社会基盤を整備しました。このように、円借款という援助形態は日本の自らの経験に基づいているものです。

- 4 また、政府開発援助の実施にあたっては、国際連合憲章の諸原則である主権平等及び内政不干渉の原則を踏まえ、かかる原則に反することがないよう配慮しております。JBICが円借款を行うにあたっても、当然、相手国の主権を尊重し、内政不干渉の原則のもとに行動しています。

第4 円借款の実施手順

前述のとおり、JBICは、我が国の有償資金協力（円借款）の実施を担当する機関ですが、実際、開発途上国に対し円借款を供与する際の実施過程について説明します。

1 プロジェクトサイクル

(1) プロジェクト準備・要請主義

対象プロジェクトは、借入国が自国の政策の中で検討し、取捨選択しながら決定します。国によっては、経済社会開発を推進するために5カ年計画のような国家開発計画を策定しております。その中には主要なプロジェクトが列挙されている場合が多く、その中から実際に具体化したいプロジェクトが決まります。プロジェクトの準備は、借入国が実現可能性調査（Feasibility Study、以下「F/S」といいます。）等の事業実施のために必要な調査を行うことで開始されるのが通常です。このF/Sは、通常は借入国自身によって行われるものですが、技術的、資金

的理由で借入国自身がF/Sを行うことが困難な場合には、援助国や国際機関等の支援を受けて行われることもあります。

この実現可能性調査の結果は、各プロジェクトの最終準備段階で実現可能性調査結果報告書(Feasibility Study Report、以下「F/S報告書」といいます。)にまとめられます。

借入国は、プロジェクト毎に作成されるF/S報告書や関係書類を元に、自国の国内手続に従い審査・承認を行い、予算配分を検討します。借入国の財源に限度があるために、円借款を利用してプロジェクトの実施を希望する場合には、F/S報告書等を添えて日本国政府に円借款供与の要請を行います。内政不干渉の原則により、借入国からこの要請がない限り、日本国は円借款を供与することはありません。

相手国政府からは、各案件の関連書類を添えて円借款を希望する案件のリストが提出されます。日本国政府は現地大使館を通じてこれを受領した後、JBICの審査対象となる案件を、3省(外務省、財務省及び経済産業省)会議で検討します(平成12年12月以前は4省庁(外務省、経済企画庁、大蔵省及び通商産業省)となっていました)。その後、これら3省を中心とする政府ミッションと相手国政府との間の協議を踏まえて、日本政府から相手国政府に審査対象案件が通知されます。同通知を受けて、次項に述べるJBICの審査が開始されることとなります。例えば、以前私が担当していたインドにおいては、毎年同国政府から20件程度の要請がありましたが、最終的にJBICの審査対象となるのはその半分程度でした。

なお、上記一連の過程において、相手国政府から提出されたF/S報告書を含む関係書類の内容が信頼に足りるものでなければ、審査対象案件とならないことがあります。

(2) 対象プロジェクトの審査

ア 審査の目的

借入国から日本国政府に対し上記(1)の要請がなされ、日本国政府から相手国政府に当該円借款審査対象案件が通知された後、JBICは、各対象プロジェクトに対する円借款の供与が適当であるかどうかについて審査を開始します。

JBICの審査の目的は、借入国から要請されたプロジェクトについて、当該国の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与すべく、同プロジェクトの計画内容が適切であり、その達成の見込みがあるか否かを検討し、円借款を供与することが適当かを、円借款の実施機関として判断することにあります。

イ 具体的審査手順

(ア) 審査体制・審査方法

J B I Cにおける個別案件の審査は、当該国を担当する部が、分野・セクターを担当する部の助力を得つつ行います。また、環境面に係る審査は環境分野を担当する室が行います。

審査方法としては、事業実施主体は借入国であるということ、また、我が国と借入国との信頼関係があることを大前提としておりまので、書類審査が中心となります。具体的には、F/S報告書並びに関連セクター情報及びその他必要な情報が記載された書類等の提出を受け、これらの内容確認を中心として、J B I Cが支援することの必要性・妥当性やプロジェクトの目的・計画の概要、また、コストや実施スケジュール、更には実施体制、環境・社会面の配慮などの項目について、確認を行います。また、借入国が提出する書類・情報の詳細やプロジェクト予定地の状況について確認するため、現地に赴き、借入国の事業実施機関担当者との協議や現地視察を実施します（J B I Cの審査ミッション）。なお、一般的には、1つの事業について現地に赴く期間は約2週間です。

(イ) 国への報告

J B I Cの審査結果は、前述の関係3省に報告します。このJ B I Cの報告を受けて、関係3省が、各プロジェクトについて、供与額、融資条件等の供与方針を決定します。

ウ 審査段階においてJ B I Cが留意すべき事項について

J B I Cの審査とは、円借款供与の要請があったプロジェクトが、上記審査における各項目の確認を通じて、その計画の内容の適切さ及び達成見込みを総合的に検証することであると言えます。各項目の確認のうち、例えば、J B I Cが支援することの必要性・妥当性においては、当該国の国家開発計画の中での優先度や、J B I Cの海外経済協力業務実施方針との整合性について考慮しつつ検討することになります。また、コスト面では、資機材・役務の品目や規格・性能・量など積算根拠の妥当性を確認します。この他、スケジュール面では現実的な工程となっているか、事業実施体制面では、事業実施者に実施能力があるかなどの確認を行います（なお、環境・社会面の配慮の確認については、後述します。）。

(3) 交換公文及び円借款契約

日本国政府は、前述（イ）の供与方針の決定に基づき、借入国に対して、円借款供与について通報します。これがいわゆる事前通報と呼ばれます。

ているものです。その後、(イ)の供与方針に則って、日本国政府は相手国政府と交換公文（以下「E/N」といいます。）の交渉を行います。他方、JBICは相手国政府との間で円借款契約（以下「L/A」といいます。）の交渉を行います。日本国政府と相手国政府との間でE/Nの交渉がまとまれば、日本国政府においては閣議に請議され、閣議決定を経て、両国政府は当該円借款供与にかかる二国間の合意を纏めた国際約束として、E/Nを締結します。E/Nにおいては、プロジェクト名、円借款の供与額及び返済条件、その他税金や海上保険の取扱い等の二国間事項が規定されます。E/Nで規定され、後にL/Aにも規定される円借款供与額は、日本国がJBICを通じて供与する上限額をいい、実際の貸付実行額は、実施段階の資金需要に応じてこれを下回ることもあります。

日本国政府と借入国のE/Nの締結を受けて、JBICは、借入国との間でL/Aを締結します。L/Aは、いわゆる融資契約であり、その法的性質は消費貸借契約であって、その締結者であるJBICと借入国との間に一定の権利・義務を発生させるものです。E/Nは国と国の間の約束であり、外交文書です。一方、L/Aは、JBICと借入国との間で締結される消費貸借契約書であるため、法的には別個の文書です。したがって、E/Nの当事者でないJBICがE/Nに法的に拘束されることはありません。しかし、JBICの前身であるOECFは、海外経済協力基金業務方法書第3条において、政府の海外経済協力に関する基本政策に即応するものと規定されていた経緯もあり、E/Nに記載された条件を十分尊重しなければならなりません。従って、二国間で合意されたE/Nの内容については、基本的にL/Aに反映しています。

(4) 調達・貸付実行

円借款事業では、通常、事業実施主体である借入国の中で、当該事業実施に責任を持つ省庁・政府機関が事業実施機関として決定されます。一般に、事業実施機関が、コンサルティングサービス及び資機材・役務の調達、実施中のプロジェクトの管理及び完成後の運営・維持管理を行います。

L/A締結後のプロジェクトの実施段階は、大きく入札手続と入札後の工事（建設）に分けられます。

JBICと借入国との間でL/Aが締結されると、事業実施機関は、通常、コンサルタントの雇用や資機材・役務の調達のための入札手続を開始します。最初に事業実施機関は、コンサルタントを選定し、コンサルタント契約の締結を行い、次いで当該コンサルタントの補助を受けつ

つ、資機材・役務に係る請負企業を選定し、請負契約の締結を行います。かかる調達手続は、事業実施主体である借入国の事業実施機関がその責任において実施するものです。但し、前述のとおり、J B I Cは、日本国の公的資金を財源としている以上、その資金が適正に使用されるべきとの観点から、借入国や事業実施機関が、J B I Cコンサルタント雇用ガイドラインや調達ガイドラインに従って適正に入札手続を実施し、適正な評価を行って調達しているかどうかなどの確認を行っています。これらのガイドラインは、請負企業の選定における経済性、効率性、透明性、非差別性をうたい、入札書類の作成、入札評価や契約締結手続の各段階での留意事項等を定めているものです。L/Aでは、借入国に対し、これらのガイドラインの遵守義務を課し、事業実施機関が調達の各段階で当該ガイドラインに従った手順で調達を実施することを確保するようにしております。J B I Cは入札各段階で手続の確認を行っておりますが、当該ガイドラインを遵守している限り、その手続に対して同意することにしています。

その後、工事（建設）が開始される段階に至ると、借入国の事業実施機関は、その責任において、請負企業を使って実際の工事に着手し、プロジェクトを完成させます。この段階においては、既に事業を実施する請負企業の選定手続はすべて終了しているため、J B I Cが契約に対して確認・同意することは、契約変更の場合を除きありません。他方、本体工事（建設）段階においては、通常、借入国は、契約に基づく工事の進捗に伴い発生する資金需要に応じてJ B I Cに貸付実行を請求し、J B I Cはその内容を確認した上で貸付を実行します。貸付実行にあたっては、いくつかの方式があり、借入国の実情に合わせて選ばれます。例えば、リインバース方式という貸付実行方式がありますが、その場合、借入国又は事業実施機関は工事の出来高に応じた請負企業からの請求に対して請求額の妥当性を確認の上、一旦請負企業に対して支払いを行います。借入国又は事業実施機関は、立替払いした金額について、J B I Cに対して請求を行います。J B I Cは領収書等の証憑及び資金の使途を確認し、借入国に対して貸付実行を行っています。

(5) 完成／事後評価・フォローアップ

プロジェクトが完成すると、一定期間を経た後、J B I Cは、そのプロジェクトの効果が充分に発現しているか等を検証するために事後評価を実施します。この事後評価は、事業の効果的・効率的な実施を念頭に置いています。また、評価結果の公表を通じ、ODA事業の効果発現にかかる日本国民への説明責任を果たす意義もあります。プロジェクト完

成後の操業、運営及び維持管理は、借入国の責任においてなされますが、事後評価により得られる教訓・提言が、そのプロジェクトで一層の効果発現に活用されると共に、将来の優良なプロジェクトの策定及び効率的・効果的な実施に生かすよう努めています。個々のプロジェクトに関して期待した効果が発現されない場合など、改善措置が必要になった場合、必要性、緊急性を検討したうえで、JBICは援助効果促進調査（以下「SAPS」といいます。）と呼ばれる追加的な調査を実施することがあります。SAPSでは事業効果を持続あるいは一層高めていく上で支障となる問題を調査し、具体的改善・解決策を提案することを主な目的としています。その提案は借入国がその責任において、その後のプロジェクトの運営・維持管理にあたって改善策等を実施する際の参考となります。

2 環境問題・住民移転を伴うプロジェクト実施について、JBICとして留意すべき事項について

開発途上国が、持続可能な開発を実現していくためには、各プロジェクトにおいて、その実施主体である借入国により、環境面、社会面での適切な配慮がなされる必要があります。JBICでは、これら開発途上国の取り組みを促すために、業務上の指針として、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」（以下「JBIC環境ガイドライン」といいます。）を策定し、事業実施主体の環境面、社会面での配慮の確認を行っています。JBIC環境ガイドラインでは、相手国の主権を尊重し、環境社会配慮の責任の主体は、プロジェクトの事業実施主体者である旨明記した上で、環境配慮確認の手続き、判断にあたっての基準や円借款の対象となるプロジェクトが環境社会配慮の観点から求められる要件を示すことにより、借入国や事業実施主体に対して、JBIC環境ガイドラインに沿った適切な環境社会配慮の実施を促しています。

JBIC環境ガイドラインは、平成14年4月に策定されましたが、海外経済協力業務においては、平成元年10月に「環境配慮のためのOECFガイドライン」が策定されていました。OECFガイドラインは、業務上の指針として、開発プロジェクトに関わる環境配慮は開発途上国が自らの責任において行うものであるとの認識に立ち、借入人が円借款要請に先立ち当該案件の計画・準備段階において配慮すべき環境面（例えば、公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等）、自然環境（動物、植物等）、社会環境など）を記載し、OECFがその審査において、借入人側が行う環境上の所要の措置等の確認を行う旨記載しております。

プロジェクト実施の過程において、住民移転が不可避的に見込まれる場

合、既に述べたとおり、その住民移転にかかる最終的な責任は借入国自身にあります。移転に伴う補償の内容及び方法など、借入国が行うべき措置が適正かどうかは、当該国の法制度あるいは移転住民との話し合い等を通じて確保されるべきものです。JBICにおいては、当該プロジェクトの審査の際に、借入国が行う住民移転にかかる所要の措置等について、借入国から提出された資料に基づき、事業実施者が（JBIC環境ガイドラインに添う考え方を有し実施可能性の裏付けがあるという意味において）しかるべき配慮の計画を有しているかなどの点を中心に確認を行うという立場にとどまることになります。

このように、JBICは、かかるガイドラインに基づき、審査という手続きを通じて、借入国が自らの責任において十分に環境に対して配慮しながら、また、住民移転を伴う案件においては十分に対策を講じながら事業を実施するよう促しています。

第5 JBICの行為規範について

1 基本的考え方

JBIC職員は、国際協力銀行法（平成11年法律第35号）及び国際協力銀行業務方法書（平成11年10月）に基づいて行動しています。国際協力銀行法には、本行の目的、業務の範囲、監督、罰則等の基本事項が定められており、また同法において海外経済協力業務については、円借款業務の実施方針（以下「海外経済協力業務実施方針」といいます。）を定めることや、個別の円借款業務において利率や償還期限などの融資条件が開発途上国にとって重い負担とならないよう緩やかなものとなるよう定めることが明記されています。一方、国際協力銀行業務方法書では、国際金融等業務及び海外経済協力業務における各業務のより具体的な内容が記載されており、例えば、海外経済協力業務では、円借款業務のほか、海外投融資業務、海外経済協力調査などの業務内容が記載されています。

上記の海外経済協力業務実施方針では、円借款業務を効果的かつ効率的に実施するための基本的な方向や重点を置くべき分野・地域、円借款業務の運営に当たって配慮すべき事項などが記載されています。海外経済協力業務実施方針は、3年毎に見直しを行い、公表されることになっております。上記法律及び業務方法書とは異なり、本行の業務方針であって法令そのものではありませんが、JBIC職員としては通常の業務を遂行する上で常に意識しているものです。

上記のほかに、JBIC職員が従うべき行動規範として意識しているものには、先述した「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライ

ン」（平成14年4月）が存在します。プロジェクトの審査を行う際、JBICが支援することの必要性・妥当性やプロジェクトの目的・計画、また、コストやスケジュール、更には実施体制、環境・社会面の配慮などの項目を確認することは先に述べたとおりですが、環境・社会面での配慮については、プロジェクト実施主体者に対し適切な環境社会配慮の実施を促す観点から、業務運営の指針となるようJBIC環境ガイドラインを策定しました。また、JBIC環境ガイドラインの活用は、本行の業務の質の向上を図るものとしても機能しているマニュアルともいえ、同ガイドラインにより我々JBIC職員が借入国住民に対して義務を負っているという考え方方はこれまでしておりません。

2 旧ODA大綱、世銀ガイドライン、OECDの非自発的移住に関する基準の位置付けについて

(1) 旧ODA大綱について

旧ODA大綱は、平成2年4月に決定された4指針を元に、平成4年6月30日に、政府開発援助について、内外の理解を深めることによって幅広い支持を得るとともに、援助を一層効果的・効率的に実施するため、「政府開発援助（ODA）大綱」として閣議決定されたものであり、我が国が政府開発援助をするにあたっての基本理念や原則を定めたものです。

かかるODA大綱は、ODA遂行にあたり政府の方針を明確化したものであり、我々JBIC職員は、その基本理念や原則に則って業務を実施していますが、この大綱に基づいて我々が職務を遂行すると、借入国や借入国住民に対して具体的な義務が発生するなどという認識はありません。

(2) 世界銀行ガイドラインについて

私も、オペレーション・ポリシーズ（OP）、バンク・ポリシーズ（BP）といった世界銀行のガイドラインが存在することは認識しておりますし、実際、JBICが環境ガイドラインを作成する際には、世界銀行のガイドラインを研究して策定された経緯があることは承知しております。しかし、世界銀行とは、借入国である途上国もメンバーとなっている国際機関であり、JBICは日本の政府関係機関という違いがあります。また、両者は全く別の機関です。したがって、世界銀行のガイドラインが直接円借款事業に適用されることはありません。また、JBICの日常業務でも、世銀ガイドラインの具体的な内容に照らし合わせて何かをするということはありません。

(3) OECDの非自発的移住に関する基準について

「開発と援助に関する開発援助委員会（D A C）～開発プロジェクトに伴う立ち退き及び再定住に関する開発援助機関のためのガイドライン」（1991）（以下「O E C D ガイドライン」といいます。）は、そもそも政策決定者及び実施者が重大な国内的、地域的、国際的環境問題に取り組む上での一助となることを意図して定められたものであり、ここでいう政策決定者及び実施者とは借入国（事業実施主体）を指していることは明らかで、J B I C 職員に何らかの義務を発生させるような基準ではありません。我々職員は、かかる基準に照らし合わせて具体的業務を行うということはありません。

3 他のODA案件について

前述のとおり、円借款の対象となったプロジェクトが完成後、J B I C は当該プロジェクトの事後評価を実施し、そこから得られる教訓・提言を将来の優良なプロジェクトの策定及び効率的・効果的な事業の実施に生かすことを行っています。

しかし、そもそも一般に、法制度、プロジェクトの必要性、住民移転の実施方法、実施時期など、対象国・対象事業ごとに全く事情が異なるため、1つの事業の事後評価から得られた教訓・提言等をそのまま別の案件に適用できるわけではありません。

さらに、円借款事業以外の事業、例えば、世界銀行が融資している案件や他の国が供与国となっているODA案件から得られる教訓等については、可能な範囲で、J B I C の業務実施に生かすよう努めていますが、あくまで執務の参考にすぎません。

4 円借款契約について

円借款契約は、前述のとおり、E/Nの内容を踏まえつつ、J B I C と借入国との間で締結される消費貸借契約です。かかる性質に基づき、円借款契約には、当然、J B I C が貸付を行う上限額や返済期限・返済方法等が規定されます。

さらに、円借款契約は、個別具体的な案件に対して必要な資金を貸し付けるための契約ですので、当該個別具体的な案件の目的、地域、事業実施機関、借款対象スコープ、等についても規定されます。

また、通常の消費貸借契約とは違って、円借款は前述のとおり財源が主として日本国政府の公的資金であることに鑑み、適正にこれらの資金が使用されるよう調達ガイドラインに従って調達を実施しなければならない義務等を個別具体的に借入国に対して規定します。これは、借入国がJ B I C から資金供与を受ける条件として借入国に課した義務であって、J B I C から見れば借入国が万が一義務違反を起こした場合には契約違反を理由

に資金を供与しないこともできる権利を有するに過ぎません。J B I Cが円借款契約に基づいて借入国に対して負担する義務は、借入国が契約に違反していない限りは資金を供与する義務だけということになります。

第6 コタパンジャン事業に対する考察

- 1 私自身は、本件事業を直接担当していた者ではありません。しかし、記録を見る限り本件事業において、J B I Cが円借款の実施手順、並びにJ B I Cの行為規範から逸脱した行為をしたとは認められません。
- 2 円借款制度は、相手国の主権を尊重し、内政不干渉の原則のもとに実施されるものであり、本件事業においても例外ではありません。相手国との信頼関係から、審査時にはインドネシア共和国政府から得られた情報をもとに審査を行い、円借款の供与を決定したことは当然の対応と考えます。
- 3 円借款の実施手順においては、現地住民への補償等を含むプロジェクトの適正な実施の責任は借入国にあります。J B I Cは事業の計画内容が適切かを確認する一環として、本件事業においても、環境ガイドラインを活用し、事業実施者の環境面での配慮を促している点は、J B I Cとして行いうる対応を適切に果たしていたと考えます。コンサルタント契約及びダム建設請負契約への同意も、J B I Cとして特段不合理な点があったとは思えず、適切なものであったと考えます。

以上